

新	旧	備考
貿易一般保険包括保険（機械設備）追加特約書 平成 20 年 2 月 22 日 08 - 制度 - 00008 沿革 <u>平成 26 年 9 月 24 日 一部改正</u> と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、年 月 日付で締結した貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（以下「特約書」という。）の追加特約を下記のとおり締結する。 記	貿易一般保険包括保険（機械設備）追加特約書 平成 20 年 2 月 22 日 08 - 制度 - 00008 沿革 （略） と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）は、年 月 日付で締結した貿易一般保険包括保険（機械設備）特約書（以下「特約書」という。）の追加特約を下記のとおり締結する。 記	
（<u>対象契約から除外する契約</u>） <u>第 1 条 別紙 1 から の I に規定する一の契約については、特約書第 1 条の規定にかかわらず、対象契約から除外する。</u>	（<u>付保対象外とする輸出契約等</u>） <u>第 1 条 特約書第 1 条に規定する「貿易一般保険包括保険（機械設備）追加特約書」に定める輸出契約又は仲介貿易契約は、同条に規定する輸出者等ごとに別紙 1 から の I に規定する輸出契約等とする。</u>	
（<u>対象契約の契約金額の変更</u>） <u>第 2 条 特約書附帯別表第 2 に掲げる契約であって、別紙 A 記載の輸出者等が当該別紙記載の期間に締結したものについては、当該附帯別表の規定にかかわらず、当該契約の契約金額を 1,000 万円以上とする。</u>	（<u>付保対象となる輸出契約等の契約金額の変更</u>） <u>第 2 条 特約書附帯別表第 2 に掲げる輸出契約又は附帯別表第 3 に掲げる仲介貿易契約であって、別紙 A 記載の輸出者等が当該別紙記載の期間に締結したものについては、これらの附帯別表の規定にかかわらず、当該輸出契約等の契約金額を 1,000 万円以上とする。</u>	
（<u>対象契約に含まれる仲介貿易契約の追加</u>） <u>第 3 条 輸出者等ごとに別紙 1 から の II に規定する仲介貿易契約については、特約書第 1 条の規定にかかわらず、対象契約に含むものとする。</u>	（<u>付保対象となる仲介貿易契約の追加</u>） <u>第 3 条 輸出者等ごとに別紙 1 から の II に規定する仲介貿易契約については、特約書附帯別表 3 に掲げる仲介貿易契約とみなす。</u>	
（<u>対象となる貨物の追加</u>） <u>第 4 条 別紙 B 記載の輸出者等が当該別紙記載の期間に締結した一の契約については、特約書附帯別表第 2 の対象貨物に別紙 B 記載の貨物を含むものとする。</u>	（<u>付保対象となる貨物の追加</u>） <u>第 4 条 別紙 B 記載の輸出者等が当該別紙記載の期間に締結した輸出契約等については、特約書附帯別表第 2 の対象貨物に別紙 B 記載の貨物を含むものとする。</u>	

新	旧	備考
上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。 年 月 日 輸出組合名 印 独立行政法人日本貿易保険理事長名 印 <u>附 則</u> <u>この改正は、平成26年10月1日から実施する。</u>	上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。 年 月 日 輸出組合名 印 独立行政法人日本貿易保険理事長名 印 附 則 （略）	

新	旧	備考
(別紙) 特約書第 1 条に規定する輸出者等が である場合。 I. 追加特約書第 1 条（<u>対象契約から除外する契約</u>）関係 次に掲げる<u>一の契約</u>を付保対象外とする。 1 日本貿易保険が指定する者を相手方とする<u>一の契約</u>	(別紙) 特約書第 1 条に規定する輸出者等が である場合。 I. 追加特約書第 1 条（<u>付保対象外とする輸出契約等</u>）関係 次に掲げる<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>を付保対象外とする。 1 日本貿易保険が指定する者を相手方とする輸出契約又は仲介貿易契約	
2 <u>一の契約の締結から翌月末日の間のいずれかの時点において、第 1 号及び第 2 号に該当するもの又は第 1 号及び第 3 号に該当するもの（保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。）</u> 一 <u>一の契約の相手方（一の契約の締結の相手方と当該一の契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下、同様とする。）が特約書第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する一の契約。ただし、当該一の契約の相手方が海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人（SPC）である場合を除く。</u> 二 仕向国が国カテゴリー （日本貿易保険が別に定める基準により定めるものをいう。以下同じ。）に該当し、かつ、支払国（保証国がある場合には当該保証国とする。以下同じ。）が国カテゴリー に該当する<u>一の契約</u> 三 仕向国が国カテゴリー に該当し、かつ、支払国が国カテゴリー に該当する部分（以下「対象部分」という。）を含む<u>一の契約</u>（前号に該当するものを除く。）であって次に掲げるもの イ 対象部分以外の部分に係る代金等の額が<u>一の契約の契約金額の二分の一以下かつ 2,500 万円（第 2 条の規定により契約金額を変更する場合にあっては 1,000 万円。以下ロにおいて同じ。）以上の一の契約（当該一の契約のうち対象部分に係る部分に限る。）</u>	2 <u>輸出契約又は仲介貿易契約の締結から翌月末日の間のいずれかの時点において、第 1 号及び第 2 号に該当するもの又は第 1 号及び第 3 号に該当するもの（保険の申込みの後に該当することとなった場合を除く。）</u> 一 <u>輸出契約又は仲介貿易契約の相手方（輸出契約又は仲介貿易契約の締結の相手方と当該輸出契約又は仲介貿易契約に係る代金等の支払人が異なる場合には、いずれかのもの。以下、同様とする。）が特約書第 4 条第 2 項各号のいずれかに該当する輸出契約又は仲介貿易契約。ただし、輸出契約又は仲介貿易契約の相手方が海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人（SPC）である場合を除く。</u> 二 仕向国が国カテゴリー （日本貿易保険が別に定める基準により定めるものをいう。以下同じ。）に該当し、かつ、支払国（保証国がある場合には当該保証国とする。以下同じ。）が国カテゴリー に該当する<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u> 三 仕向国が国カテゴリー に該当し、かつ、支払国が国カテゴリー に該当する部分（以下「対象部分」という。）を含む<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>（前号に該当するものを除く。）であって次に掲げるもの イ 対象部分以外の部分に係る代金等が契約金額の二分の一以下かつ 2,500 万円以上の<u>輸出契約又は仲介貿易契約（当該輸出契約又は仲介貿易契約のうち対象部分に係る部分に限る。）</u> ロ 対象部分以外の部分に係る代金等が契約金額の二分の一以下かつ 2,500 万円未満の<u>輸出契約又は仲介貿易契約</u>	

新	旧	備考								
ロ 対象部分以外の部分に係る代金等の額が<u>一の契約の契約金額の二分の一以下かつ2,500万円未満の一の契約</u> Ⅱ. 追加特約書第3条（<u>対象契約に含まれる仲介貿易契約の追加</u>）関係 一の契約が仲介貿易契約のみに該当し、当該契約に基づき、下表に記載する本邦外の海外子会社又は海外工場から別の海外の国・地域に向けて貨物が出荷される場合（本紙Ⅰ. に該当するものを除く）であって、<u>一の契約の契約金額が2,500万円（第2条の規定により、別の金額を定める旨を選択している場合にあっては、当該金額）以上のもの。</u> <table><tr><td>国・地域</td><td>海外企業・工場</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	国・地域	海外企業・工場			Ⅱ. 追加特約書第3条（<u>付保対象となる仲介貿易契約の追加</u>）関係 <u>次に掲げる仲介貿易契約を付保対象とする。当該輸出者等が仲介貿易者となり、下表に記載する本邦外の海外子会社又は海外工場から別の海外の国・地域に向けて貨物が出荷される仲介貿易契約（法26条第1項又は第2項の規定により仲介貿易契約とみなされる契約及び本紙第1条関係に該当するものを除く）であって、仲介貿易契約の金額が2,500万円以上（第2条の規定により、別の金額を定める旨を選択している場合にあっては、当該金額）のもの。</u> <table><tr><td>国・地域</td><td>海外企業・工場</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	国・地域	海外企業・工場			
国・地域	海外企業・工場									
国・地域	海外企業・工場									
(別紙A) 次の輸出者等が平成 年 月 日までの期間に締結した<u>一の契約</u>	(別紙A) 次の輸出者等が平成 25 年 4 月 1 日から平成 年 月 日までの期間に締結した<u>輸出契約等</u>									
(別紙B) 次の輸出者等が平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間に締結した<u>一の契約</u>	(別紙B) 次の輸出者等が平成 年 月 日から平成 年 月 日までの期間に締結した<u>輸出契約等</u>									

新			旧			備考
特約書附帯別表第2に追加する貨物 (HSコード欄に×印のあるものを除く。)			特約書附帯別表第2に追加する貨物 (HSコード欄に×印のあるものを除く。)			
HSコード		対象品目（9桁表示の部分のもの）	HSコード		対象品目（9桁表示の部分のもの）	
8543		電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	8543		電気機器（固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。）	
	×	－ 粒子加速器		×	－ 粒子加速器	
	×	－ 電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器		×	－ 電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器	
854370	000	－ その他の機器	854370	000	－ その他の機器	
	×	－ 部分品		×	－ 部分品	
8544		電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）	8544		電気絶縁をした線、ケーブル（同軸ケーブルを含む。）その他の電気導体（エナメルを塗布し又は酸化被膜処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。）	
	×	－ 巻線		×	－ 巻線	
	×	－ 同軸ケーブルその他の同軸の電気導体		×	－ 同軸ケーブルその他の同軸の電気導体	
	×	－ 点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）		×	－ 点火用配線セットその他の配線セット（車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。）	
	×	－ その他の電気導体（使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。）		×	－ その他の電気導体（使用電圧が1,000ボルト以下のものに限る。）	
854460		－ その他の電気導体（使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。）	854460		－ その他の電気導体（使用電圧が1,000ボルトを超えるものに限る。）	
	100	－ 電力用ケーブル		100	－ 電力用ケーブル	
	×	－ その他のもの		×	－ その他のもの	
8711		モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー	8711		モーターサイクル（モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。）補助原動機付きの自転車（サイドカー付きであるかないかを問わない。）及びサイドカー	
871110		－ シリンダー容積が50立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	871110		－ シリンダー容積が50立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	

新			旧			備考
871120	×	―― 中古のもの	871120	×	―― 中古のもの	
	920	―― その他のもの		920	―― その他のもの	
		－ シリンダー容積が 50 立方センチメートルを超え 250 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの			－ シリンダー容積が 50 立方センチメートルを超え 250 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	
871130	×	―― ノックダウンのもの	871130	×	―― ノックダウンのもの	
		―― その他のもの			―― その他のもの	
	×	――― 中古のもの		×	――― 中古のもの	
	920	――― その他のもの		920	――― その他のもの	
		－ シリンダー容積が 250 立方センチメートルを超え 500 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの			－ シリンダー容積が 250 立方センチメートルを超え 500 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	
	×	―― ノックダウンのもの		×	―― ノックダウンのもの	
871140		―― その他のもの	871140		―― その他のもの	
	×	――― 中古のもの		×	――― 中古のもの	
	920	――― その他のもの		920	――― その他のもの	
		－ シリンダー容積が 500 立方センチメートルを超え 800 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの			－ シリンダー容積が 500 立方センチメートルを超え 800 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	
871150	×	―― ノックダウンのもの	871150	×	―― ノックダウンのもの	
		―― その他のもの			―― その他のもの	
	×	――― 中古のもの		×	――― 中古のもの	
	920	――― その他のもの		920	――― その他のもの	
		－ シリンダー容積が 800 立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの			－ シリンダー容積が 800 立方センチメートルを超えるピストン式内燃機関（往復動機関に限る。）付きのもの	
	×	―― ノックダウンのもの		×	―― ノックダウンのもの	
		―― その他のもの			―― その他のもの	
	×	――― 中古のもの		×	――― 中古のもの	
	920	――― その他のもの		920	――― その他のもの	